

1.3 国等行政が主体となって整備すべき情報の整理

(1) 国等行政が主体となって整備すべき情報の基準

ここでは、1.2において整理した我が国における環境情報基盤の現状とその課題を基に、国等行政が主体となって整備すべき情報の基準について、検討を行うこととする。

国等行政が主体となって整備すべき情報の基準

国等行政は、循環型経済社会の基盤となる情報システムにおいて、民間で対応可能と考えられるものについては民間に委ね、その支援及び監督を行うものとする。そのように考えると、1.1で整理したように、1次情報から、それを集計・加工等した2次、3次情報が存在する循環型経済社会の基盤となる情報は、それぞれの段階で、ニーズに対応する情報の信頼性の担保、情報収集の容易性、行政ニーズの有無などで、国等行政の係わり方の方向性が決まってくると考える。すなわち、以下のような条件が挙げられる。

1次情報発信者の動機

- (積極的) 行政関与する必要はない。
- (消極的) 1次情報のニーズが高い場合は法律等で情報発信を促す必要がある。一方、1次情報のニーズはそれほど高くないが、2次情報のニーズが高い場合は行政が匿名のアンケートなどで情報を収集することが考えられる。

発信情報の信頼性の担保

- 市場等のチェックがかけられ信頼性が担保される場合は、行政は関与する必要はない。
- 信頼性が担保できない場合は、行政自ら情報を収集・確認するか、法律等で正しい情報の発信を促すことが考えられる。

情報発信主体の多さ

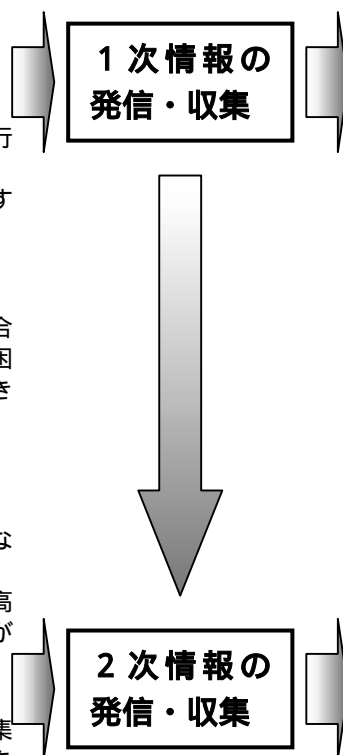
- 全ての1次情報が必要な場合で、情報発信主体が非常に多い場合は、民間等で情報収集するのは困難であるため、国等が関与すべきである。

2次情報発信主体の動機

- (積極的) 行政関与する必要はない。
- (消極的) 2次情報のニーズが高い場合は行政が関与する必要がある。

2次情報の信頼性の担保

- 2次情報の発信主体が、その集計・加工方法を開示し、透明性を確保することで、情報の信頼性が担保できる。



1次情報に対するニーズ

- 1次情報のニーズの有無によって、行政が関与すべきかを判断することはできないが、特に、全数の情報に対するニーズがある場合は、その情報発信主体の多さによって、行政の関与が必要となる場合がある。

行政ニーズ

- 高い場合で、情報の信頼性が十分担保できない場合は、行政が直接関与する必要がある。
- それほど高くない場合は、ある程度の情報の信頼性が担保できれば、行政が関与する必要はない。

2次情報に対するニーズ

- 2次情報のニーズの有無によって、行政が関与すべきかを判断することはできない。

行政ニーズの有無

- 高い場合で、情報の信頼性が十分担保できない場合は、行政が直接関与する必要がある。
- それほど高くない場合は、ある程度の情報の信頼性が担保できれば、行政が関与する必要はない。

図.1-10 国等行政が主体となって整備すべき情報の基準

(2) 国等行政が主体となって整備すべき情報の整理

ここでは、(1)で検討した国等行政が主体となって整備すべき情報の基準を基に、1・2で分類した7つの情報毎に検討した上で、7つの情報毎にその整備の方向性を検討する。

国等行政が主体となって整備すべき情報の基準での検討

(1)で検討した国等行政が主体となって整備すべき情報の基準を基に、1・2で分類した7つの情報毎に検討を行った。

表.1-9 国等行政が主体となって整備すべき情報の基準

	1次情報収集・発信					2次情報収集・発信			
	シーズ側			ニーズ側		シーズ側		ニーズ側	
	の 動 機 者	信 頼 性	体 の 数 主	ニ ー ズ	ニ ー ズ 行 政	の 動 機 者	信 頼 性	ニ ー ズ	ニ ー ズ 行 政
法律、環境基準、優遇措置	(行政)		多						
技術			中			-			
企業等の取組			中						
3R配慮製品			中						
廃棄物	-	-	多				?		
ニーズ情報			多						
業者情報		-	多						

(凡例) 、 : Positive、 : どちらとも言えない、 - : Negative、 ? : 不明

国等行政が主体となって整備すべき情報の整理

を踏まえ、以下に示すように、7つの情報種類毎に整備すべき方向性を整理し、その中における国等行政の役割を明らかにした。

(a) 法律、環境基準、優遇措置等に関する情報

国内の法律、環境基準、優遇措置等に関する情報の1次情報発信者は国等行政であるため、国等行政は積極的にユーザーフレンドリーなプラットフォームを構築し情報を発信していくべきであると考え。さらに、海外の法律、環境基準、優遇措置等に関する情報についても、その入手が困難であるため、国等行政が情報収集及び発信していくべきと考える。一方で、これらの2次情報、特に法律、環境基準に関する解釈等に関する情報については、ニーズ自体は非常に高いと考えられるが、既にビジネスの中で扱われているため、可能な限り国等行政は関与しないことが望まれる。

(方向性)

国内外を問わず、法律、環境基準、優遇措置等に関する1次情報は、国等行政が情報発信していくべき。

2次情報である法律、環境基準等の解釈等の情報は、ビジネスの中で扱われるべき。

(b) 技術に関する情報

技術に関する情報は、それらの技術間の比較ができるような2次情報のニーズが最も高い。しかしながら、各企業が開示・提供する技術に関する1次情報は、前提条件、定義等に違いがあるため、比較可能な形で2次情報を開示している機関は多くない。したがって、国等行政、あるいは業界団体等の第3者が個々の技術分類毎に、開示すべき情報の項目とその定義に関するガイドラインを示す必要があると考える。比較可能な1次情報が入手できれば、それらを収集して、ニーズの高い技術間比較の情報を提供する機関も出現してくると思われる。

(方向性)

国等行政及び第3者が、各企業の技術に関する情報の提供方法(項目、定義等)のガイドラインを作成すべき。

民間ビジネスとして確立するまで、それらの技術情報を収集し、開示・提供する“場(Site等)”を設けることが望まれる。

(c) 企業等の取組に関する情報

企業等の取組に関する情報発信のツールである「環境報告書」や「環境格付け」は、既に自主的に取り組まれているため、国等行政が情報収集等を行う必要はないと考える。ただし、「環境報告書」については、報告書間でその開示情報を比較できるようにするため、(1)開示すべき情報の項目と定義のガイドライン等を策定する、(2)情報開示に表彰等のインセンティブを付与する 等に関して、国等行政が関与していく必要がある。逆に、環境格付けに

関しては、格付け利用者及び被評価者からのチェックがかかるため、情報の信頼性も担保できると思われるので、その一切をビジネスの中で実施していくべきであるとする。

(方向性)

「環境報告書」については、国等行政は関連機関と協調して、ガイドラインを策定する必要がある。

また、企業に対する情報開示へのインセンティブ付与を行うべき。

「環境格付け」に関しては、一切をビジネスの中で実施させるべき。

(d) 3 R 配慮製品に関する情報

3 R 配慮製品に関する情報については、情報発信者にとっては積極的に開示したい情報ではあるが、明確な基準がなければ、その信頼性を担保するのは難しい。したがって、国等行政あるいは第3者機関が3 R 配慮製品の基準の策定することが重要となる。しかし、国等行政自身が購入者になる場合を除けば、ほとんどの場合、業界あるいは第3者機関が作成した基準が一括して開示されるようにすれば良いと思われる。

(方向性)

3 R 配慮製品の基準の策定が重要であり、国等行政は業界あるいは第3者機関が作成する必要がある。

それらの情報を一括して開示・提供させる“場(Site 等)”を、提供することが望まれる。

(e) 廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報

廃棄物の発生・処理リサイクル・処分に関する情報は、その1次情報発信者が多くの場合情報発信に消極的であるとともに、その対象となる1次情報発信者の数が非常に多い。したがって、国等行政は法律等を策定して、1次情報発信者が情報を発信するよう促し、さらにその情報収集インフラを構築する必要があると考える。しかし、2次情報については、「住民の知る権利法」が制定され、サイト毎の廃棄物に関する情報が開示されているアメリカを見てみると、研究機関、NGO等が積極的に1次情報を集計・加工して発信するため、国等行政は、それらを活用して、マクロ情報を把握していく必要がある。

(方向性)

国等行政は、1次情報発信を促す法整備、及びその情報収集インフラの構築を行う必要がある。

(f) ニーズに関する情報

ニーズに関する情報の収集・提供を、ビジネスとして展開している企業が出始めている。

ニーズに関する情報に対する行政ニーズもそれほど高くなく、また、市場を通じて情報の信頼性が担保されることが期待できるため、基本的に国等行政は関与する必要はないと考える。ただし、ニーズ情報を収集・提供している事業者が、より容易に情報を収集できるように、廃棄物の分類、情報の出し方を検討する必要があると考える。

(方向性)

基本的に、ビジネスの中で行われるべきである。

国等行政は、廃棄物の分類や、廃棄物に関する情報の出し方を検討し、ニーズ情報の収集・提供事業を支援する必要がある。

(g) 業者に関する情報

業者に関する情報については、業者自身も、その業者に事業を委託している事業者も情報開示には消極的であるため、例え、業者に関する情報が収集できても、収集される情報の信頼性は一般的に担保されにくいと考えられる。したがって、業者の実態を把握するという行政ニーズを満たすためには、やはり行政が直接情報収集する必要があり、これまでの管轄都道府県毎にデータを保持するという分散的な情報収集・管理ではなく、全国一括での情報管理体制を構築していくべきと思われる。しかし、それ以外の業者情報に対するニーズを考えると、すべての業者の情報が必要ではなく、信頼できる情報発信ができる業者の情報のみを収集・提供すれば、主なニーズには対応できる。一方で、信頼できる業者の紹介は、既にビジネスとして取り組まれている。

(方向性)

国等行政は、許可情報については全国一括の管理体制を構築すべきである。

一方、優良業者の紹介、処理業者の格付けなどは、ビジネスの中で取り組まれるべき。